

令和元年度 第2回恵那市廃棄物減量等推進審議会

令和元年10月31日(木)
午後2時00分～
恵那市役所北庁舎大会議室

1. あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 議事

議題1 廃棄物処理手数料の見直しについて

議題2 火葬場使用料の見直しについて

議題3 ～ごみの減量化に向けて～
地域常設回収拠点の設置について

議題4 答申

4. その他

5. 閉会

令和元年度 廃棄物減量等推進審議会委員名簿

番号	区分	氏名
1	市民代表	大井町
2		長島町
3		東野
4		三郷町
5		武並町
6		笠置町
7		中野方町
8		飯地町
9		岩村町
10		山岡町
11		明智町
12		串原
13		上矢作町
14	学識経験者 中京学院大学短期大学部	岡崎 善治
15	事業者	東栄製紙工業(株) 専務取締役
16		王子マテリア(株) 環境管理室長
17		(株)パロー恵那店 店長
18		ユニー(株)ピアゴ恵那店 店長
19		(株)恵那清掃工業 代表取締役
20	廃棄物 処理業者	ケイナッククリーン(株) 代表取締役
		近江 則明

事務局

水道環境部長	太田 敦之
環境課長	鈴木 文明
エコセンター恵那所長	安藤 学
エコセンター係長	小宮 英樹
環境課環境係長	後藤 昭彦
環境課施設係長	瀨瀬 信吾

恵那市廃棄物減量等推進審議会議事録

日時：令和元年 10 月 7 日（木）14 時 00 分～

場所：恵那市役所北庁舎大会議室

-
1. 委嘱書の交付
 2. あいさつ
 3. 自己紹介
 4. 会長・副会長の選出
 5. 会長・副会長あいさつ
 6. 諮問
 7. 議事
 - 議題1 廃棄物処理手数料の見直しについて
 - 議題2 火葬場使用料の見直しについて
 - 議題3 恵那市のごみ事情について～ごみの減量化に向けて～
 8. その他
 9. 閉会
-

はじめに

14：00開会

■司会

皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。会議の前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。令和元年度第1回恵那市廃棄物減量等推進審議会の次第（裏面）委員名簿・資料1 廃棄物処理手数量の見直し・資料2 火葬場使用料の見直し・資料3 恵那市のごみ事情・資料4 スケジュールの7種類を配布しております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、定刻となりましたので、恵那市ごみ減量等推進審議会次第に沿って、進行させていただきます。

私は次第1から6まで進行をさせていただきます、恵那市役所環境課の瀨瀬と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに環境課長鈴木より、恵那市廃棄物減量等推進審議会についてご説明いたします。
環境課長：本審議会は恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条の規定に基づき

設置されており、委員は、地域推薦の市民・事業者・廃棄物処理業者・学識経験者よ 20 名以内で構成されております。条例第 14 条第 2 項の規定によりこの審議会では一般廃棄物の減量化、再利用の促進等に関する事項、また本日議題の中心であります使用料の見直し及び環境課が行うごみ減量化施策やサービスについて、幅広い分野で市長の諮問を受け審議し答申する諮問機関であります。

本審議会ですが、恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 22 条第 5 項の規定により委員の半数以上の出席が無ければ開催できないとありますが、本日は委員 20 名中 14 名の出席を頂いておりますので、本審議会は開催できる旨ご報告いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

1. 委嘱書の交付

■司会（事務局） それでは次第 1 委嘱書の交付を行います。

恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条第 4 項の規定に基づき委嘱状の交付をさせていただきます。委嘱期間は平成 31 年 4 月 1 日から 2 年間となります。第 1 回目の会議が本日となりますので、遡りでの交付となりますのでご了承ください。委嘱状の交付につきましては、市長自ら交付するのが本意ではございますが、本日他の公務のため欠席でございます。代わりに水道環境部部長太田が交付いたしますのでよろしくお願い致します。私がお名前をお呼びしますので、自席にてご起立ください。

加地美和子様お願いいたします。委嘱書 加地美和子 様 恵那市廃棄物減量等推進審議会委員を委嘱します。期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで、平成 31 年 4 月 1 日 恵那市長 小坂喬峰 よろしく願い申し上げます。

[委嘱書の交付を行う]

2. あいさつ

■司会（事務局） 次第 2 恵那市水道環境部長 太田がごあいさつ申しあげます。

3. 水道環境部長あいさつ

■水道環境部長 日頃から環境行政にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。さて本日は令和元年度第 1 回恵那市破棄物減量等推進審議会を開催いたします。先程委嘱させていただきました委員の皆様には、令和元年 4 月から 2 年間ではございますが、

よろしく願いいたします。

恵那市は平成 16 年 10 月に合併しまして、それ以後現在まで人口が約 7,400 人減っております。令和元年 10 月 1 日現在の人口は 49,987 人と 50,000 人を切ってしまいました。人口は減っておりますが、世帯数では 1,190 世帯増えており年々地域のごみステーションが増えているのが現状です。

ごみの事情をお話させていただきます。昨年度家庭から出る可燃ごみは、約 7,000 トンで 7 年前の平成 24 年度と比べると、800 トンの減少となっております。1 人当りで計算すると排出量はそれほど変わっておりません。今後恵那市の環境を次世代の子供たちに継承するために、ごみの減量をどのように行っていくか、また世帯増加による収集業務等、新たな施策を行わなければいけない時期に来ていると考えております。

本日は先程課長が申し上げたとおり、市長の諮問に応じこの会でご審議いただき、次回第 2 回審議会で答申をいただく予定となっております。皆様の忌憚のないご意見をよろしく願いいたします。今後恵那市のごみ減量化施策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いし、あいさつとさせていただきます。

4. 自己紹介

- 司会（事務局） それでは、今年度第 1 回の審議会ということで自己紹介に入りたいと思います。会長から時計回りで、所属とお名前をお願いします。

〔委員と職員が自己紹介を行う〕

5. 副会長の選出

- 司会（事務局） ありがとうございます。それでは、次第の 4 の会長、副会長の選出をしたいと思っております。

恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 22 条第 1 項に基づき委員から互選して、会長・副会長を置くこととなっておりますがどのように決めさせていただきますでしょうか？

あらかじめ事務局からお願いさせていただいた方がございますので、皆様方にご了承いただき、ご報告により選出とさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

～異議なし～

ありがとうございます。会長に中京学院大学短期大学部 岡崎様 副会長に笠置町の安江様をお願いします。

それでは、岡崎様・安江様 会長・副会長席へご移動ください。

〔拍手全員〕

■司会（事務局） 会長あいさつ 岡崎会長をお願いします。

■会長 皆様こんにちは。中京学院大学短期大学部の岡崎善治と申します。この度この審議会によって会長を拝命されたので、恵那市民の皆様がよりよい生活ができるように努めて参りたいと思います。

この審議会のごみ料金であったりごみ収集であったり廃棄物の減量化・リサイクルの促進等こういった施策について検討し審議する会であります。先般9月11日においては、第2次安部内閣で小泉進次郎さんが環境大臣になった事で環境が注目を浴びる事がありましたし、10月1日に消費税の増税が施行され市民生活に影響が出る出来事がありました。

この審議会は恵那市の皆様がより良い生活が送れるようにと思っておりますので、審議会委員の皆様と共に考えて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

■司会（事務局） ありがとうございます。続きまして安江副会長をお願いします。

■副会長 皆様こんにちは。事務局より依頼がありましたのでお受けさせていただきました。自分としては、環境については妻に任せっきりののであまり分かりませんが、皆様と一緒にやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

6. 諮問

■司会（事務局） これから諮問書を水道環境部長太田より岡崎会長にお渡しします。

〔水道環境部長より岡崎会長に諮問書を読み上げ渡す。〕

■司会（事務局） それでは、次第の7の議事に移りますが、議長につきましては恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第22条第4項の規定に基づき、審議会の会議は会長がその議長となる、とありますので岡崎会長議事の進行をお願いいたします。

7. 議事

1) 廃棄物処理手数料の見直しについて

■議長 ただ今諮問書を受領しましたので、これより議事に入りたいと思います。よろしくをお願いします。

議題1 「廃棄物処理手数料の見直しについて」事務局から説明願います。

[審議する内容について事務局より説明]

■議長 ありがとうございます。ただ今議題1について説明いただきましたが、ご質問ありませんでしょうか？

■委員 ごみ袋の料金に処理手数料は含まれているのでしょうか？

■事務局 含まれています。恵那市はごみ袋料金の10%を処理費に充てています。土岐市・中津川市は昨年料金改定を行いまして、ごみ袋料金に処理料を充てるようにしました。それまでは、格安の料金で売っておりました。

■委員 資料の確認ですが、土岐市のごみ袋の大と中の容量が同じですが。

■事務局 調べてご報告させていただきます。

■議長 他にありませんでしょうか

■委員 17ページの持込手数料に関してですが、今まで100kgだったものが、50kgに変わるとありますが、中津川市や多治見市のように10kg・20kgと単位を下げればより適正な料金になると思います。例えば60kg持ち込んだ場合100kg分の料金になってしまう。この件について、どうお考えか。

■事務局 この件につきましては、事務局で検討させていただきました。ご指摘のとおり細かな単位を設定すれば、より適正な料金を徴収することができるとは思います。何故50kgという単位にしたかと申しますと、現在100kg持ち込まれた場合259円、101kg持ち込まれた場合200kg分の料金518円の料金をお支払いいただいております。持ち込まれる

方の現状から、軽トラックと軽乗用車で持ち込まれる方多くいます。軽トラックの場合100kg近く持ち込む事が可能ですが、軽乗用車で持ち込まれる場合は約40数kgという事から50kg単位とさせていただきます。

■議長 よろしかったでしょうか。その他ご意見はございませんでしょうか。

■委員 可燃中袋の導入について、一見よさそうにみえますが、私は、昔生ごみを可燃として出していたが、3日に1回の収集ではやはり夏場になると虫が湧いてしまうので、生ごみを土に返すという方法を考え25・6年は可燃ごみとして生ごみを出しておりません。本当の意味でのごみ減量化はここにあると思います。生ごみを可燃ごみとして出している世帯は多いと思います。それで私は、汚い物は全部ごみ袋で出せるということが本当に良い政策なのか、市民一人一人が将来に向けて考える必要があるのではないかと。痒い所に手が届く施策、可燃大袋・可燃小袋で駄目なら中袋を作るといった短絡的な方法で本当に良いのかと思います。

■議長 こういった意見というのは、出てくるものです。10月8日から10月28日までパブリックコメントを行います。そういった意見を幅広く吸い上げたうえで、10月31日の答申ということになります。このご意見も一つとして吸い上げる形となります。

■事務局 ご意見ありがとうございます。これにつきましては、後に恵那市のごみ事情でお話させていただきます。

恵那市の可燃ごみは、平成30年度実績で約12,000tです。その半分の6,100tが水分です。つまり排出される可燃ごみの半分が生ごみから出る水分であります。可燃袋中サイズを作ることは、雑紙を資源にするためのごみ減量化の一つの方法であります。水切りについては、現在研究をしているところです。研究というのは、幅広い年齢層の主婦で構成したごみ減量化研究会を立ち上げ、普段台所に立っているメンバーからいただいた意見などから、市民がすぐやってみようと思うような水切りの方法を1種類ではなく、いくつか提案をいただき、実践していかなければならない時期となっている。可燃袋中サイズを作るといったのもごみ減量化施策の一つの提案、アイテムとだけいただけるとありがたいです。

■議長 よろしかったですか。あとはよろしいですか。

■委員 雑紙の話が出ていましたが、店のごみ箱を見ていると箱パッケージを捨てて行かれる方がここ1・2年非常に多くなってきている。一人一人のごみの分別についての意識

はかなり高くなってきているのですが、出し方が分からないので捨てられてしまうのでは
と思います。私も小さい子供がいるので学校等で資源回収を行うのですが、年々回収量が
減ってきている。原因として意外と知らない方が多いと感じた。雑紙の分別を行ったあと
どのようにして、資源として出したら良いのかといった周知をしていただけると良いと思
う。

■事務局 地域・PTA 等から意見をいただいている。そのご意見については、議題3でお
話させていただきます。

■議長 その他ありませんでしょうか

■事務局 先程ご指摘がありました、土岐市のごみ袋大の容量ですが45ℓ となります。

■議長 それでは議題1「廃棄物処理手数料の見直しについて」は、事務局案でよろしい
かお諮りいたします。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

2) 火葬場使用料の見直しについて

ありがとうございました。

続きまして

議題2「火葬場使用料の見直しについて」事務局から説明願います。

[審議する内容について事務局より説明]

■議長 ありがとうございました。ただ今議題2について説明いただきましたが、ご質問
ありませんでしょうか？

■委員 他市について使用料を上げるところはありますか。

■事務局 ありません。

■議長 よろしかったでしょうか。その他ご意見はございませんでしょうか。

なければ、議題2「火葬場使用料の見直しについて」は、事務局案でよろしいかお諮りい

たします。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

3) 恵那市のごみ事情について～ごみの減量化に向けて～

ありがとうございました。

続きまして

議題3「恵那市のごみ事情について～ごみの減量化に向けて～」事務局から説明願います。

[審議する内容について事務局より説明]

■議長 ありがとうございました。ただ今議題3について説明いただきましたが、ご質問ありませんでしょうか？

■委員 大変良いことだと思います。これについては市民一人一人にアルミ缶・ペットボトルは資源ごみといったように雑紙も資源ごみと分かってもらうようにしないといけないと思います。

■事務局 なかなか雑紙といってもピンと来ないと思うが、ティッシュの箱・トイレットペーパーの芯と言えばピンと来ると思う。住民周知はしっかり行い、雑紙というカテゴリーを作りたいと思う。また、出前講座等で皆さんの顔を見ながら広く周知していきたいと考えています。

■委員 市民周知するためには、自治会長会議等を通じた周知も必要だと思う。もう少し簡略化した資料の作成と各自治会に流せるようにして欲しい。

■事務局 各自治会に周知できるようにしていきます。

■委員 各学校でも拠点回収場所を持っていると思うが、そちらとの調整はどうのうになっているのか。また、以前は生ごみ処理機等に助成金を出していただいたが、そのような新たな助成制度の考えはありますか。

■事務局 学校についてですが、恵那東・恵那西と拠点回収をやっております。但し、周知されているのは、PTAしかしていない。また、学校の敷地内であるため、なかなか一般

の方が出すことができない。それについては、地域と調整していきたいと思います。

助成の件ですが、生ごみを乾燥する機械に1・2年助成を行っていた時期があります。止めた理由として、電気代がかかる・うるさい・臭いといったのが原因であります。今は色々な機械があります。どの機械なら市民の皆様が一番実践できるかといったことも研究会等で考えていきたい。

■委員 学校の回収拠点という話が出ましたが、小さい学校だと効果が低いと思う。もし学校に置くのであれば大きな学校の方が良い。また小さい学校区は地域のコミュニティー等に置くといったように、ある程度地域の実情にあった場所をこちらから提案した方が良いのではないかと。また、この施策がアルミ缶に繋がるようになると良いと思います。

■議長 費用対効果の面からのご意見ありがとうございます。他にありませんでしょうか。ありがとうございました。

「恵那市のごみ事情～ごみの減量化に向けて～について」は家庭から排出されます。可燃ごみの減量化に向けた新たな取り組みとなります。またお気付きの点・不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

議題1～議題3まで審議が終わりました。

今後のスケジュールについて事務局説明願います。

[スケジュールについて事務局説明]

■議長 本会で審議いただきました「廃棄物処理手数料の見直し」・火葬場使用料の見直しについて」の案につきましては明日から10月28日（月）までパブリックコメントを行います。10月31日（木）14:00に第2回の審議会にて、パブリックコメントの意見を受け市長に答申となりますのでよろしくお願いいたします。

審議事項が全て終了しましたので、これで議長を退任させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

8. その他

■司会（事務局）岡崎会長ありがとうございました。

次第8その他でございますが、先ほど岡崎会長からもお話がありましたが、第2回恵那市廃棄物減量等推進審議会を10月31日（木）14:00にこの会場で開催いたします。本日提案させていただきました、廃棄物処理手数料の見直し及び火葬場使用料の見直しについて、

パブリックコメントの結果を踏まえ、当審議会より市長に答申となりますのでよろしくお願いたします。

ご案内については、後日送付させていただきます。

9. 閉会

それでは、閉会の言葉を安江副会長よろしくお願いたします。

■安江副会長 長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。これをもちまして令和元年度第1回恵那市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

16：30閉会

パブリックコメント（意見募集）

資料2

恵那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（案）への意見

令和2年4月より廃棄物処理手数料を下記変更（案）のとおり改正いたします。

■ごみ袋関係

現行	変更案
○可燃ごみ袋（大）20枚入 648円	→ 660円
○可燃ごみ袋（小）30枚入 648円	→ 660円
○不燃ごみ袋（大）20枚入 648円	→ 660円
○不燃ごみ袋（小）30枚入 648円	→ 660円

【変更理由】

令和元年10月1日に消費税増税に伴う価格変更となります。令和2年3月31日までは価格変更は行わず、令和2年度より消費税増税分2%の価格変更となります。

■し尿処理券

現行	変更案
○18リットル券220円（消費税込）	→ 224円

【変更理由】

令和元年10月1日に消費税増税に伴う価格変更となります。令和2年3月31日までは価格変更は行わず、令和2年度より消費税増税分2%の価格変更となります。

■令和2年4月よりごみ袋の新サイズを作成します。

○可燃ごみ袋（中）サイズ

数量	: 25枚入
規格	: 縦750mm 横600mm
容量	: 30リットル
価格	: 660円（消費税込）

【作成理由】

人口減少や核家族化により生活環境の変化、特に可燃ごみの排出については「少量を多くの回数で」が望まれるようになってきた。また、生ごみのストックも敬遠され、現状の週2回の回収を維持しつつ、ごみ袋の大きさの検討を行いニーズと実情に沿った（ごみ袋中サイズ）の追加をすることにしました。

■ごみ持込手数料関係

○生活系一般：可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ持ち込み手数料関係

現行

100キログラムまたはその端数ごとに（1回につき） 259円

変更案

→50キログラムまたはその端数ごとに（1回につき） 132円

○事業系一般：可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ持ち込み手数料関係

現行

100キログラムまたはその端数ごとに（1回につき） 514円

変更案

→50キログラムまたはその端数ごとに（1回につき）262円

○特定家庭用機器（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）

現行

変更案

指定地持込（運搬費） 2,057円 → 2,095円

○産業廃棄物

現行

変更案

1トンまたはその端数ごとに（1回につき）25,714円 → 廃止

※産業廃棄物の持ち込みが不可のため

【変更理由】

令和元年10月1日に消費税増税に伴う価格変更となります。令和2年3月31日までは価格変更は行わず、令和2年度より消費税増税分2%の価格変更となります。

パブリックコメント（意見募集）

資料3

恵那市火葬場条例の一部改正（案）への意見

令和2年4月より恵那市火葬場使用料を下記変更（案）のとおり改正いたします。

区分	単位	金額		
		市内居住者	市外居住者	
火葬炉	遺体1体につき	5,000円	10,000円 → 40,000円	
	死体児	2,000円	4,000円 → 16,000円	
	改葬による骨1件につき	2,000円	4,000円 → 廃止	
	身体の一部1件につき	1,000円	2,000円 → 4,000円	
	産じょく汚物1件につき	1,000円	2,000円 → 4,000円	
	死亡動物1頭につき	10キログラムまで	3,000円	6,000円
		10キログラムを超え5キログラム増すごとの加算額	1,000円	2,000円
霊安室	1体につき	24時間まで	5,140円 → 5,220円	10,280円 → 10,440円
		24時間ごとの加算額	5,140円 → 5,220円	10,280円 → 10,440円
待合室	1室につき	2時間まで	2,570円 → 2,610円	5,140円 → 5,220円

【変更理由】

市外居住者火葬炉使用料の増額については、火葬炉1回の運転による費用の実費分を徴収するとしたためであります。また、霊安室・待合室使用料は、令和元年10月1日に消費税増税に伴う価格変更となります。令和2年3月31日までは価格変更は行わず、令和2年度より消費税増税分2%相当の価格変更となります。

改葬による火葬については、数年利用者がいないため市外居住者の区分のみ廃止します。

恵那市火葬場条例の一部改正（案）のパブリックコメント募集については、令和元年 10 月 8 日から 10 月 28 日まで募集し、1 名から意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>市外の方の火葬料金が現在の 4 倍ということですが、この件に関して中津川市の方にお知らせをされているのでしょうか。特に阿木・蛭川・坂本地区の方は、えな斎苑を利用されていると思います。中津川市の 10 月号の広報を見ましたが、何も記載されていませんでした。市内の方の料金に大きな変更がないのなら、市内の方は意見しないと思います。中津川市の方がこれを機に中津川市の斎場を利用されると思います。中津川市斎場はその分の受け入れは可能なのでしょうか。</p>	<p>恵那市火葬場条例の一部改正の住民周知は、令和 2 年 1 月から 3 月まで広報及びホームページで周知を行います。中津川市については、火葬場の運営担当課に詳細な情報をお伝えし、併せて中津川市と恵那市の葬祭業者にもお伝えをしております。</p> <p>今回の料金改定を機会に、今までえな斎苑を利用していた中津川市の方、年間約 150 件全てが、中津川市の火葬場を利用したとしても、受け入れは可能であると確認しております。</p>